

Ⅲ 平成 30 年度地域包括支援センター全体評価について

※別紙「地域包括支援センター全体評価（平成 30 年度）」参照。

1. 総評

平成 30 年度より下記のとおり評価項目の見直しを実施したところ。

全 27 センターの評価の平均点を見ると、多くの項目で基準点を越えており、各センターの運営は概ね問題なく行われている。

しかし、「6 生活支援コーディネーター業務」の平均点（2.13）のみが基準点（2.40）を下回っており、生活支援等サービスの開発や生活支援等を必要とする人とサービスのマッチングが課題となっている。

【評価項目の見直しについて（平成 30 年度より）】

- ① 仕様書にあわせた全般的見直し。評価項目の整理・簡素化。
- ② できる限り地域包括支援センターの活動を定量的に捕捉し、評価。
- ③ 国の「保険者機能強化推進交付金」に係る評価指標のうち関係分を反映。
- ④ 自己評価を簡素化（4 段階⇒3 段階）し、「基準」に対する「実績」の達成割合や特記事項の内容に応じて加点。
- ⑤ 先進的・効果的な取り組みの実施や、取り組み内容や手法に関する事例発表や他のセンターに対する助言等、共有化を行った場合に加点。

〈基準〉 2 点：評価基準の内容は概ね達成できている。（実績÷基準が 1 以上）

1 点：評価基準の内容の一部が達成できていない。（実績÷基準が 0.5～1 未満）

0 点：評価基準の内容はほとんど達成できていない。（実績÷基準が 0.5 未満）

*評価基準の内容は概ね達成できており、特に評価すべき取り組みを行っている場合、行政にて加点（+1 点）している。

2. 項目別評価

（1）運営事務関係【基準点：2.00 点、平均点：2.20 点】

- ・他項目と比較すると加点部分が少ない項目だが、平均点が基準点より高く、各センターの運営が適切に行なわれていると考えられる。
- ・特に「職員の育成」、「地域全体への包括の周知・浸透」、「3 職種その他の職員の職務及び連携」については、各センターで高い取り組みを実施している。

(取り組み例)

【職員の育成】 行政、関係機関主催の研修会や地域づくりに関する研修に積極的に参加。定例会議における研修の復講や、法人職員のバックアップによる年間を通してテーマごとの職場研修を実施。(中央3)
【地域全体への包括の周知・浸透】 住民とつくるホームページ(住民による活動レポート投函など)の作成に取り組んでいる。(東5)
【3職種その他の職員の職務及び連携】 年間計画・行動計画を共有・掲示。法人独自の人事考課・評価・業務目標も設定し、年4回コンサル面談を受け数値目標達成に取り組んでいる。(南3)

- ・「職員のケア」については、達成度は高くはないものの、各センターでストレスチェックや相談体制の整備等の取り組みを実施している。

(取り組み例)

【職員のケア】 年2回の面接、年1回の法人のストレス調査、月4回のロバみみサロン(ストレスケア面談会)時に互いにメンタルケアができています。リフレッシュ休暇が3日あり、全員取得した。(南2)
【職員のケア】 法人に非常勤の臨床心理士を配置しており、職員がいつでも相談できる体制を整えている。また、原則3日連続で休暇を取得する「リフレッシュ休暇」や誕生日月に1日休暇を取得できる「バースデー休暇」を設けている。(西2)

(2) 介護予防ケアマネジメント【基準点：3.33点、平均点：3.46点】

- ・常に自立支援を意識しながら、ケアマネジメントを実施することができている。今後も継続して自立支援を視野に入れた支援を行っていくために、関係各所との連携強化(ネットワーク構築)を行う必要がある。

(取り組み例)

【介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント】 新規の認定申請の相談の場合は、必ずチェックリストをもとに申請の必要性の根拠を説明し、評価し、卒業を視野に入れた話をしている。職員全員に周知もしている。(西1)
【介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント】 地域の通いの場のほか、西部交流センターとの共催で、誰でも無料で参加できる体操教室も開催している。(西5)
【介護予防の目的を意識した特定高齢者へのケアマネジメント】

自宅型のサロンの立ち上げを進めることにより孤立化を防止している（サロンに出向けない高齢者の実態調査、参加しやすい体制づくりを地域に提案。）。(南 5)

(3) 総合相談支援業務【基準点：2.00 点、平均点：2.21 点】

- ・地域におけるネットワーク構築への対応の評価点が高い。また、各関係機関との連携を図り、能動的な相談体制構築に取り組んでいる。

(取り組み例)

【地域におけるネットワーク構築】

「介護相談すなとり」を毎月 1 回開催。地域のイベントなどでは健康チェックだけではなく、相談コーナーを設けている（顔が見える関係づくりに力を入れて取り組んだ結果、活動の場が広がっている。）。(中央 5)

【高齢者見守り事業】

30 名の方を定期的に訪問し見守りを行っている。必要に応じて民生委員や各専門職と連携し、支援を行っている。(南 4)

【総合相談支援業務】

必要であるにも関わらず、本人や家族がサービスを拒否する困難事例などは、必要性に応じて月 1 回以上、民生委員や自治会長と連携しながら情報の共有を行っている。(西 1)

(4) 権利擁護業務【基準点：2.00 点、平均点：2.17 点】

- ・成年後見制度の広報等の取り組みや消費者被害への対応の評価点が高い。特に高齢者の消費者被害については問題視されていることから、各センターで高い意識を持って実施している。
- ・困難事例への対応や虐待への対応も概ね問題なく対応している。

(取り組み例)

【困難事例への対応】

虐待防止ネットワークに地域の担い手や保健子ども課、社協等を加え、メンバーを拡充し、虐待に限らず、触法者等の地域生活をどう捉えていくかも含めた事例検討を行った。困難事例への対応について、適切な判断や望ましいプロセスを関係者で共有し、特に力を入れて取り組んだ。(中央 6)

【消費者被害への対応】

西区圏域包括と熊本市消費者センターの情報交換、意見交換会を開催。次年度からも定期開催予定。また、地域で消費者センター、金融広報アドバイザーを講師に開催（2 回）。(西 3)

(5) 包括的・継続的支援業務【基準点：2.80点、平均点：2.89点】

- ・地域における介護支援専門員を対象とした研修会等は概ね取り組みが進んでおり、各圏域で意見交換やネットワーク形成に向けて取り組んでいる。
- ・地域ケア会議の開催については、自立支援型地域ケア会議や課題検討型地域ケア会議を通じた地域課題の抽出、ネットワークの構築等により地域包括ケアシステムの基盤としての役割を担っている。
- ・「管内の介護支援専門員から受けた相談事例の内容の整理・分類、経年的な件数の把握」や「地域の介護支援専門員に対するケアプラン作成技術等の積極的支援」については、確実な取組につながるよう指導していく必要がある。

(取り組み例)

【地域の介護支援専門員と関係機関等との連携支援】 各年3回の地域連携会・多職種連携会の開催や毎月のミナサンカ定例会を開催し、医療機関と意見交換できる場を設けている。また、必要時臨時の連絡会を開催。(東5)
【地域ケア会議の開催】 県主催の研修への参加により職員のアセスメント力向上に努め、丁寧な事前打合せで介護支援専門員を支援している。また、ホワイトボードの活用や会議の中でコーディネーターが地域情報の紹介や課題について触れることにより、見学者等への啓発・情報提供の場にもなっている。(東1)
【在宅高齢者福祉事業に関する支援】 家族等介護者教室を地域の関係機関(校区社協、施設、学校等)と連携し、例年4か所、各6～10回シリーズで開催。他、要望に応じ開催している。(中央2)

(6) 生活支援コーディネーター業務【基準点：2.40点、平均点：2.13点】

- ・各センターで生活支援等サービスの体制整備に向けた協議体(運営協議会との共催を含む。)の設置、開催が実施している。
- ・「地域に必要な生活支援等サービスの開発」は低く、今後「地域支え合い型サービス補助金」を積極的に活用するなど、地域に必要な生活支援等サービスの開発や生活支援等を必要とする人とサービスのマッチングの強化が必要。

(取り組み例)

【生活支援・介護予防サービスの開発及び担い手の養成】 地域の高齢者の日常における見守りや軽微な相談を受け、必要に応じ、包括に繋ぐなどの活動を行っていただく相談協力員制度を創設。現時点で7名の登録あり。(西2)
【生活支援・介護予防サービスの開発及び担い手の養成】 幅広い年代、活動内容の担い手養成に取り組んでおり、子飼商店街の地域の縁がわを拠点として養成した住民ボランティア、高校生や大学生のサ

ポーター、体力測定サポーター、木育サポーター、ポールウォークサークルなどが人材リスト化されている。(中央3)

【協議体の設置・運営】

リベレイティングストラクチャー (LS) というコミュニケーション促進ツールを用いて、より効果的な意見交換が出来るよう工夫し、特に力を入れて取り組んだ。(中央1)

(7) 指定介護支援予防事業【基準点：3.00点、平均点：3.61点】

- ・専門職の介護予防支援業務担当数は、ほとんどのセンターで設定した上限数以下で実施することができたが、今後、指定居宅介護支援事業所への委託をいかに実施・増加させていくことが課題であり、今後、熊本市地域包括支援センター連絡協議会の業務改善部会と意見交換を重ね、今後の取扱いを引き続き検討していく。

(取り組み例)

【指定介護支援予防事業に関すること】

委託しているご利用者のサービス担当者会議へ積極的に参加をし、また、出席できない時は、評価シート等に助言等の記入を行っている。(北5)

3. その他の特徴的取組（1項目あたり1～2点加点。上限10点）

(1) 先進的取組み・市との連携・協働（平均加点：4.11）

自立支援型ケアプラン作成に向けたリハビリテーション専門職派遣事業の積極的な実施。(中央5他)

認知症に向け認知症の啓発イベント「あさひばオレンジフェスタ」を開催。地域住民・企業のボランティアを中心に実行委員会を設置。開催当日には104名（地域住民6割、専門職3割、企業1割）のボランティアが実働。イベント参加者は4～500名の参加があった。(東5)

支え合い交流会や包括の協議体にて、地域の役員や圏域にある保健科学大学や熊大、関係機関職員、まちづくりセンターや区福祉課等とともに地域課題への取組みを協議し、校区ごとに具体的な取組みを行っている（ゴミ出しフェイスTOフェイス、介護予防に関する熊大との連携など）。(北2)

区が作成する高齢者虐待の手引書「北区高齢者虐待対応虎の巻」について、助言等の技術的な作成の支援を行った。(北1)

(2) 先進的取組みの共有（平均加点：1.89）

がんばっとる県包括において『清水・高平台校区の通いの場「かたんなっせ」～作って 育てて 見守って～』を発表し、審査員特別賞を受賞し

た。(北3他 ※チャレンジ! ささえりあ事例発表含む)

中央6圏域の帯山2町内住民と当圏域託西校区住民参加の有償ボランティア等についての合同研修会を開催。先進的な取り組みを地域住民と学び、各町内の情報交換ができた。この研修をきっかけに、有償ボランティア立ち上げに繋がっている。(東2)